

「仙台市健やかな体の育成プラン 2024」 中間案に寄せられた 意見の概要と本市教育委員会の考え方について

1 意見募集期間

令和5年11月22日（水）～令和5年12月21日（木）

2 意見提出者数及び意見の件数

(1) 意見提出者数 3人

(2) 意見の件数 16件

3 意見の概要及び教育委員会の考え方

■全体（3件）

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
1	運動習慣がないため、休日に外遊びをする時間を増やしたい。	学校以外の取組においては、家庭等で行う運動や運動遊びの例を紹介するなど、児童生徒が運動に親しむことができるよう情報発信に努めてまいります。また、地域のスポーツ団体と連携して、運動の楽しさ、爽快感、達成感などを味わう機会等を設け、運動への関心・意欲につなげる施策を展開してまいります。
2	「運動遊び」と「遊び」の性格の違いを認識し、施策項目としては、分けて記載すべきではないか。	本プランでは、学習指導要領に示された小学校低学年までは「運動遊び」、小学校中学年以上は「運動」の内容のほかに、外遊び及び室内遊びを含めた体を動かす遊びも含めて、「運動」として定義することとします。
3	宮城県が進める「ルルブル運動」は、実際に学校の教育活動の中でも取り入れられており、本計画の推進にもつながるものと考えられる。本計画に明記するなどしてはどうか。	「ルルブル運動」に関しましては、本市教育委員会も「みやぎっ子ルルブル推進会議」の委員であり、各学校への周知等取組を行っておりますことから、ご意見のとおり P27（3）健康教育の充実と普及・啓発【健康教育の幅広い普及と啓発】の取組の一つとして追加記載いたします。

■第2章 児童生徒の健康をめぐる現状と課題（1件）

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
4	体力低下の要因として、遊び場の減少や遊び方の形態の変化等を挙げているが、それに対する具体的な対応策を検討する必要がある	関係部局と連携を図りながら、運動の日常化を図るためのアイデアや、本市の有する既存資源の有効活用方法を紹介することに加

	のではないか。	え、新たな遊び場の整備については整備手法なども含めて民間動向を踏まえた検討を進めるなど、遊びの環境の充実に努めてまいります。
--	---------	--

■第3章 「プラン2017」の取組状況と課題（1件）

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
5	メディア接触時間減少のための取組は、「よくないものをしてしない」啓発と併せて、「より魅力的なものがある状態をつくる」発想が重要であり、それに関する遊び環境の充実（プレーパーク）や都市公園の整備等の取組の位置づけを高める必要があるのではないか。	心身の健康のために、遊びを含めた望ましい生活サイクルを整えていくことは、大変重要なものと認識しております。 各局区と連携を図りながら、本市の有する既存資源の有効活用についても「運動の日常化を図るためのアイデアの紹介」の中で紹介するなど、遊び環境の充実に努めてまいります。

■第4章 本プランの基本的な方向性（7件）

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
6	「進んで外遊びをする」児童生徒を増加させるためには、その前提として外遊びを「楽しい」「好き」と感じる児童生徒を増やすことが必要である。「外遊びが好きな子の増加」を目標に組み込むべきではないか。	本プランにおける「運動」の語には、外遊びや室内遊びを含めて体を動かす遊びを包含していることから、「運動が好き」や「進んで運動する」という指標には、外遊びも含むものとして記載しています。 ご意見を踏まえまして、本プランにおける語義を用語解説 P59 に記載し、本文中の表現を「運動」に統一いたします。
7	「健やかな体の育成プラン2017」では、各指標において、「平成22年度から平成27年度までの最高値を上回る」といった、具体的な数値目標が示されており、「プラン2024」の課題把握・検討にも活かされていたことから、本プランにおいても具体的指標を明記しておく必要があると考える。	本プランにおいては、具体的な数値目標は設定していないところですが、「仙台市健康実態調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、体力・運動能力や体格について、経年変化や全国等との比較から分析し、本市の現状や課題等を把握していくこととしております。また、毎年度、食習慣・運動習慣・生活習慣のそれぞれについて設定した指標の現状や経年変化及び事業の実施状況を確認することで、プランの進捗管理を行うこととし、当面は、コロナ禍前の体力及び体格に戻すことを目指して取り組んでまいります。
8	1日の健康サイクルイメージ図における、放課後の時間の説明項目について、「運動遊び」	本プランでは、学習指導要領に示された小学校低学年までは「運動遊び」、小学校中学

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
	<p>とは、一般に遊び全般をさすものとはイメージされないため、体を動かす遊び全般が含まれるよう、指標と合わせて「外遊び」とするのはいかがか。</p>	<p>年以上は「運動」の内容のほかに、外遊び及び室内遊びを含めた体を動かす遊びも含めて、「運動」として定義しております。</p> <p>ご意見を踏まえまして、本プランにおける語義を用語解説 P59 に記載し、本文中の表現を「運動」に統一いたします。</p>
9	<p>現行プランの運動習慣について、「外遊びや運動を行う」と書かれていた部分が、次期プラン中間案では、「運動遊びや運動を通して」に表現が変わっていたが、どのような意図か教えてほしい。</p> <p>「運動遊び」という表現は、一般に遊び全般をさすものとはイメージされないため、体を動かす遊び全般が含まれるよう、「遊び」という表現に変えたほうが良い。</p>	<p>中間案では、学習指導要領に示された小学校低学年までは「運動遊び」、小学校中学年以上は「運動」の内容のほかに、外遊び及び室内遊びを含めた体を動かす遊びも含めて、「運動遊び」「運動」として定義しております。また、「遊び」には、ゲームやメディア視聴等、体を動かす遊び以外のものも含まれると考えておりますことから、運動に係る施策についての記載としては「運動遊び」の語のみを用いていたところです。</p> <p>最終案では、本プランにおける語義を用語解説 P59 に記載し、本文中の表現を「運動」に統一しております。</p>
10	<p>現行プランの低学年の運動習慣については、直接的に「運動」という表現を用いず、遊びなどの体を動かすこと自体が大切であるとわかるものだったが、次期プラン中間案では、幼児～小4の三本柱全てで「運動」を強調する表現になっており、遊び自体に健やかな体を育成する効果があることが意識できる項目立てにするべきではないか。今回は、幼児期も対象に含まれるため、特に重要な観点と考えている。</p>	<p>幼児期から小学校中学年までの運動の基礎を身に付ける時期に、進んで体を動かす遊びや運動をすることは重要であるものと考えております。</p> <p>本プランでは、学習指導要領に示された小学校低学年までは「運動遊び」、小学校中学年以上は「運動」の内容のほかに、外遊び及び室内遊びを含めた体を動かす遊びも含めて、「運動」として定義しております。</p> <p>最終案では、本プランにおける語義を用語解説 P59 に記載し、本文中の表現を「運動」に統一しております。</p>
11	<p>現行プランの小学校高学年の運動習慣には、「体を動かして遊ぶ」ことが定着させたい姿として位置づけられていたが、次期プラン中間案では、「運動」だけが明記されており、遊びの室内化・スクリーンタイムの増加が問題視される今だからこそ、高学年年代でも外遊びなどで体を動かすことの大切さを位置づけなおし、本図にも明記することが重要であると考えている。</p>	<p>幼児期から小学校中学年までと同様に、小学校高学年の児童におきましても、体を動かす楽しい遊びを通して、運動習慣を身に付けていくことは重要なことと考えております。</p> <p>最終案では、学習指導要領に示された小学校低学年までは「運動遊び」、小学校中学年以上は「運動」の内容のほかに、外遊び及び室内遊びを含めた体を動かす遊びも含めて、「運動」として定義しております。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
12	プランの対象年齢が幼児期～高等学校と現行プランよりも広がったのにもかかわらず、区分が1つ減少しており、「発達段階に応じて定着させたい」もののイメージが曖昧になっているように思う。せめて4区分以上とするべきではないか。	学習指導要領における体育・保健体育科の指導内容が、小学校から高等学校までの12年間の系統性や発達段階を踏まえ、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化していることから、これを基に運動習慣の部分を作成いたしました。

■第5章 今後5年間に推進する施策と具体的な取組（4件）

NO.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
13	「運動環境づくりの推進」には、「運動を行える環境づくり」だけでなく、「外遊びのできる環境づくり」も含まれることを明示してほしい。	本プランにおける「運動」の語には、外遊びや室内遊びの意味合いを含めて体を動かす遊びを包含しております。 プランに基づき、児童生徒が持続的に運動に親しむことのできる環境整備に取り組んでまいります。
14	P62の「学校施設開放事業」の解説では、「遊び場開放」も施設開放管理運営委員会が行っているような表現となっているが、「遊び場開放」については、学校（校長）の判断で行うものであると考える。「自由活動開放」「遊び場開放」「スポーツ開放」は区別して明記することとし、特に「遊び場開放」については、放課後に自由に遊んで体を動かす環境確保の効果が絶大であり、独立させて明示するべきである。	運動環境づくりの推進については、学校施設開放事業で実施している三つの事業（「スポーツ開放」「遊び場開放」「自由活動開放」）のいずれもが、児童生徒が体を動かす機会として重要であるものと考えており、本プランにおいては、「学校施設開放事業の推進」の項目の中で、各事業の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。 なお、P60の「学校施設開放事業」の用語解説につきましては、いただいたご意見を踏まえまして、それぞれの事業を区別して記載するよう修正いたします。
15	不登校や運動が苦手な子供向けに、誰でも自由に参加できるような運動機会を提供してほしい。また、単発ではなく、継続的に実施してほしい。	誰でも自由に参加できる取組として、地域のスポーツ関係団体と連携したスポーツイベント等を実施し、運動を通して、様々な人たちと楽しく関わることができる取組を行います。また、仙台市が主催・後援する運動に関わるイベントや事業を児童生徒や家庭に周知し、運動機会の創出につなげてまいります。 また、運動を苦手とする児童生徒等に対しても、活動例を紹介したり、指導の工夫をしたりすることで、体を動かすことの楽しさを実感できるよう努めてまいります。

NO.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
16	<p>【運動の日常化を図るための取組支援】として、「運動の日常化を図るためのアイデアの紹介」が挙げられているが、本計画で繰り返し指摘されている「外遊びの減少」は、ハード面の「遊び場の減少」も大きな課題であるため、空間提供の視点を組み込んでほしい。</p>	<p>児童生徒にとっての遊びは心身の健やかな成長に大変重要なものであると認識しております。各局区と連携を図りながら、本市の有する既存資源の有効活用についても「運動の日常化を図るためのアイデアの紹介」の中で紹介するなど、遊び環境の充実に努めてまいります。</p>